

建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年八月二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第五十八号

建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行細則の一部を改正する規則

建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行細則（昭和四十七年広島県規則第五十号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「届書には」の下に「、省令第一条第三項に規定するもののほか」を加え、「添附」を「添付」に改める。

第三条第一項中「第一条第三項」を「第一条第四項」に改め、同条第二項中「前項」を「省令第一条第四項後段に規定するもののほか、前項」に、「添附」を「添付」に改める。

別記様式第一号を次のように改める。

特定建築物
使用
届

平成 年 月 日

広島県知事様

届出者 住所
氏名



(法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)

次のとおり特定建築物
を 使 用 し ま す の で届出します。
に該当することになりました。

特定建築物の名称						
特定建築物の所在場所	住所					
特定建築物所有者等	氏名 (法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名) 住所					
特定建築物維持管理権原者	氏名 (法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)					
建築物環境衛生管理技術者	住所					
	氏名					
	免状番号					
	専任の兼別建築名称 兼任の建物及び場所	専任・兼任				
使用開始 当 該	年月日					
特定建築物の 用途	特定用途	興行場, 百貨店, 集会場, 図書館, 博物館, 美術館, 遊技場, 店舗, 事務所, 学校, 研修所, 旅館				
	特定用途以外の 用途					
特定用途部分の延べ面積	用途別	面積	面積	面積	面積	計
	面積	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²

水源の種別	月最大使用量				
	容量	量	能力	個数	設置場所
4 雑用水設備	設備名	/			
	受水槽				
	高架水槽				
5 汚水処理設備	ポンプ	/			
	設備名				
	浄化槽				
	排水方法				
6 清掃関係設備	ダストシユート	() 箇所, 容量() , 設置場所()			
	汚物集積所				
	焼却炉				

- 注
- 1 不要の文字及び欄は, 消すこと。
 - 2 特定建築物所有者等の欄には, 共有又は区分所有に係る特定建築物の場合にあつては, 当該共有者又は区分所有者の氏名及び住所を連記すること。
 - 3 特定建築物維持管理権原者の欄には, 特定建築物維持管理権原者が複数存在する場合にあつては, すべての特定建築物維持管理権原者の氏名及び住所を連記すること。
 - 4 用紙の大きさは, 日本工業規格A列4とする。

附 則

この規則は、平成二十二年十月一日から施行する。